

○総務省告示第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第一百条第二項、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第三号及び基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第八条の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百八十九号（電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

所在地	緯度経度
[略]	
愛知県名古屋市中区白壁二丁目一五番一	北緯 三五度一〇分五八秒 東経 一三六度五四分四一秒
[略]	
愛媛県松山市味酒町二丁目一四番地四	北緯 三三度五〇分四〇秒 東経 一三二度四五分一七秒
[略]	

改正前

所在地	緯度経度
[同上]	
愛知県名古屋市中区白壁二丁目一五番一	北緯 三五度一〇分五九秒 東経 一三六度五四分三九秒
[同上]	
愛媛県松山市宮田町九番地一三	北緯 三三度五〇分三〇秒 東経 一三二度四五分〇七秒
[同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。